

自分の店舗を持ちたい！  
と思っている方

# 遠 軽 町

店舗をきれいにしたい！  
と思っている方

## 空き店舗等活用支援事業補助金

空き店舗・空き家の改修費用として

**最大 200万円** を遠軽町がサポートします！

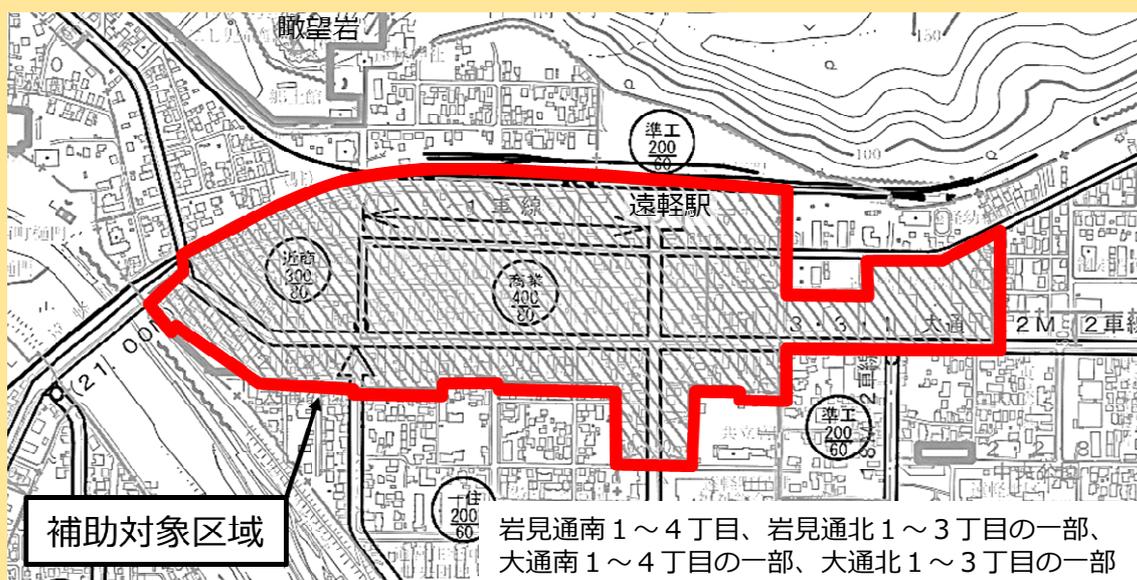
※既存の店舗を美装化する場合は、最大100万円まで

### 空き店舗等活用支援事業補助金とは

中心市街地に新たなにぎわいを生み、人と人との交流を創出するため、中心市街地の空き店舗、空き家を活用して、店舗、事務所、作業場又は店舗等併設の駐車場として活用する方や既存店舗を景観に配慮した改修を行う方に対し、建物の改修費用等の一部を補助します。

### 補助対象区域は

本事業の対象区域については、遠軽地域における都市計画法第8条第1項第1号に規定する「商業地域」及び「近隣商業地域」に限定しています。（下図赤枠内）



### 対象となる空き店舗・空き家は

上記の区域内において、2ヶ月以上使用されていない空き店舗、空き家とし、大型商業施設のテナント型店舗やマンション・アパートは除きます。ただし、飲食ビル等のテナント型店舗は昼間の営業を行う場合に限り対象となります。

#### お申し込み

交付申請書などの必要書類（町ホームページからダウンロード又は総務部企画課で配布）を総務部企画課に提出してください。

※詳しくは遠軽町ホームページをご覧ください。

#### お問い合わせ

遠軽町役場総務部企画課企画担当  
TEL: 0158-42-4818  
FAX: 0158-42-3688  
E-mail: kikaku@engaru.jp  
※お気軽にご相談ください。

## 補助対象者

次の要件を全て満たす方が対象になります。

- ①個人又は法人若しくはその他の団体であること。
- ②町税等を滞納していない者であること。
- ③補助対象地域内で営業している店舗を移転する者でないこと（移転前の店舗が空き店舗にならない場合を除く。）。
- ④暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号及び第6号に該当する団体及び構成員ではないこと。
- ⑤遠軽商工会議所又は商店街振興会に加入している者又は加入する者であること。

## 補助金額・補助率

事業区分	補助率	補助限度額	対象
空き店舗等活用支援事業	2/3以内	200万円	2ヶ月以上使用されていない空き店舗、空き家を改修、改築又は解体し、店舗、事務所、作業場又は店舗等に併設する駐車場に活用することにより、まちなかのにぎわいや交流の場の創出、駅前の活性化に寄与すると認められるものであること。 ※大型商業施設のテナント型店舗やマンション・アパートの空き室は対象になりません。また、飲食ビル等のテナント型店舗は昼間の営業を行う場合に限り対象となります。
既存店舗等美装事業	2/3以内	100万円	2年以上営業を行っている店舗等事業を営むために必要な建物を周辺の景観に配慮した外観に改修することにより、まちなかのにぎわいや交流の場の創出、駅前の活性化に寄与すると認められるものであること。

## 補助対象経費

事業区分	補助対象経費
空き店舗等活用支援事業	建物の改修に要する経費うち、内装工事、外装工事、給排水設備工事、電気工事、空調設備工事、サイン工事、外構工事等の建物に附合する工事のほか、改築工事、解体工事、駐車場整地費及び広告費、仲介手数料 ※建物に附合しない備品（レジ、パソコン、テレビなどの移動可能なもの）は補助対象外経費
既存店舗等美装事業	建物の改修に要する経費のうち、外装工事、サイン工事、外構工事のほか、建物に附属する倉庫又は物置の更新又は撤去に係る経費 ※経年劣化等の修繕は対象になりません。

## 申請期間は

随時交付申請を受け付けます。なお、予算の範囲内で補助するため、予算に達した時点で受付を終了します。

※補助事業実施期間：令和元年～令和5年（5年間）

## 補助金の支払い時期は

補助金の支払いは、工事が完了し、実績報告提出後、現地調査を行ったうえでお支払いいたします。なお、2月1日までに実績報告が可能な工事を補助対象とします。

※工事の実質的な期間は、概ね翌年1月中旬までとなります。